

ピエール・ラロック

——その文献「フランスの社会保障計画」をめぐって——

上 村 政 彦

1945年のフランス「社会保障計画」は、イギリスの「ベヴァリジ・プラン」(Beveridge Plan, 1942)に比べると日本ではややなじみが薄い感じが否定できないが、その内容、特徴を知るうえに不可欠の文献の1つは、ピエール・ラロックの「フランスの社会保障計画」である。ところでこの文献が2種類の定期刊行物に掲載されているということを筆者が知ったのは、のちにも述べるとおり、2度目のフランス留学（1975～76年）の際であった。2つの刊行物に掲載されたこの文献の内容はまったく同じものであったが、注意深くみると、その扱い方にはやや違ったところがあった。以下ここに書こうすることはこの点にかかわっている。

さて、第1の刊行物は『フランス情報誌』(Cahiers français d'information) というもので、その第51号（1946年2月8日）の8～14頁に前記文献が掲載されている。この刊行物には「情報省発行の週公報」(Bulletin hebdomadaire publié par le Ministère de l'information) という副題がつけられているが、筆者はその詳細を知らない。というのは、1965年に、筆者はこれを直接ラロック先生からコピーで送っていただいたからである。このことで忘れてならないのは、亡くなられた菊池勇夫先生（九州大学名誉教授）のことである。この刊行物のほかラロック先生から多くの貴重な文献・資料の提供を受け、それらが筆者のフランス社会保障研究の基礎的資料となったことは、ひとえに菊池先生の御助力によってであった。

第2の刊行物は『フランス労働評論』(Revue français du travail) で、その創刊号（1946年4月）のpp. 9～20にも同じものが掲載されている。これを発見されたのは工藤恒夫教授（中央大学）で、そのパリ留学中のことであった。ちょうど筆者も同じ時期に留学中で、同教授からその文献の存在を聞き、驚いたことを記憶している。この刊行物はその後名称を『フランス社会問題評論』(Revue français des affaires sociales) と変更し、今日も続刊されている。コピーをとって帰国したが、ちょうど北海道大学大学院（法学研究科）の依頼を受けた集中講義でこれを使用した。当時、同大学院でフランス社会保障を研究中の加藤智章新潟大学助教授は、その論文「フランス社会保障制度の構造とその特徴」（『北大法学論集』第35巻第3・4合併号）で、こちらの方をとりあげられた。

以上の2つの刊行物に掲載された文献「フランスの社会保障計画」は、内容的にはまったく同じであるが、その扱い方が若干違っている。すなわち第2の刊行物には、最初の頁の欄外で、「1946年1月10日に国民経済情報センターで行われた説明」と注記されているのである。

ところで1945年のフランス「社会保障計画」は、42年の Beveridge プランに刺激され、戦時下のレジスタンス運動を指導した「国民抵抗評議会」(Conseil national de resistance) の「社会経済綱領」の理念に沿って、その準備が始められた。実際には解放後の臨時政府のもとで、45年6月に設けられた「特別委員会」での審議によって始められるが、そのために当時社会保険総務局長 (Directeur général de l'assurance sociale) のポストにあったラロック先生を中心にしてつくりあげられた行政府案が同委員会に提出された。その審議結果が議会での討議のため、同年7月31日、臨時諮詢議会の「労働・社会問題委員会」に移され、最終的には同年10月4日の「社会保障の組織化に関するオルドナンス」(l'Ordonnance du 4 octobre 1945 portant organisation de sécurité sociale) が可決、成立し、公布された。46年1月10日に行われたフランスの「社会保障計画」についてのラロック先生の説明は、このオルドナンスの内容についての説明である。とするとそこに2つのことが浮かびあがってくる。

その1つは、2つの刊行物に掲載されたラロック名の文献「フランスの社会保障計画」は45年10月4日のオルドナンスの解説であって、ラロック先生自身の考えが述べられたものではないということである。とすればこの文献をもって「ラロック社会保障論」を論じることはできないということになる。それでは、この文献をもってフランスの「社会保障計画」そのものであるとすることができるのであろうか。これがもう1つの点である。いま Beveridge report に対比させて考えるとすれば、むしろ45年6月に「特別委員会」へ提出された行政府案がフランスの「社会保障計画」ということになるのである。もっとも戦後フランスにおける社会保障政策の基本的な原則や方向を定めた点をみれば、45年10月4日のオルドナンスがフランスの「社会保障計画」であるといつてもよいのである。現に、その後、このオルドナンスの規定を具体化し、あるいは補完するために多くの法令が出現することになる。

(うえむら・まさひこ　名古屋市立大学教授)